

6 月下旬号
2014 年

国際情報广场信息报

◇発行：東大阪市国際情報广场（毎月発行 2 次）〒577-8521 東大阪市荒本北 1-1-1 市役所 12 階 文化国際課内
◇電話 06-4309-3311 FAX06-4309-3823 ◇http://www.city.higashiosaka.lg.jp/bunkoku/index500.html

※ 本信息报内容摘要将通过邮件发送。希望登录者请进入国际情报广场网页。

6 月 28 日(周六) 9:00~12:00 市政府开设部分业务窗口

6月28日(土) 9:00~12:00 窓口業務を一部開設します

福祉一次性補助金・育児家庭一次性特例補助金

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

可以领取福祉一次性補助金・育児家庭一次性特例補助金の対象者，将会在 6 月底收到申请书等资料。

申请受理期间为 7 月 1 日(周二)~12 月 26 日(周五)
(邮戳有效)

【福祉一次性補助金】

因今年 4 月开始消费税增加到 8%，为了减轻低收入者的负担，作为一项临时措施支付補助金。

- ◆対象：平成 26 年 1 月 1 日时在本市有住民登录，平成 26 年市民税为非课税者。
- ◆支付額：対象者每人 1 万日元。

【育児家庭一次性特例補助金】

为帮助育儿家庭的消费为目的的補助金。不另外追加在儿童津贴费里，而是作为福祉補助金一次性支付。

- ◆対象：领取平成 26 年 1 月份儿童津贴(含特例支付)者。
- ◆支付額：対象儿童每人 1 万日元。

※有关符合对象等详细内容请向福祉一次性補助金・育児家庭一次性特例補助金支付室询问。

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の対象者には、申請書類などを 6 月末に発送します。

申請受付期間は 7 月 1 日(火)~12 月 26 日(金)(消印有効)です。

【臨時福祉給付金】

今年 4 月に消費税率が 8% に引き上げられたことから、所得の低い方々への負担軽減を目的に臨時的な措置として給付金を支給します。

- ◆対象：平成 26 年 1 月 1 日現在、本市に住民登録があり、平成 26 年度市民税が非課税の方。

- ◆給付額：対象者 1 人につき 1 万円

【子育て世帯臨時特例給付金】

子育て世帯の消費の支えを目的とした給付金です。子ども手当の上乗せではなく、臨時福祉給付金と類似の給付金として支給します。

- ◆対象：平成 26 年 1 月分の児童手当(特例給付を含む)の受給者。
- ◆給付額：対象児童 1 人につき 1 万円

※対象についてなど詳しくは臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金支給室までお問い合わせください。

询问处：福祉一次性補助金・育児家庭一次性特例補助金询问中心 TEL 0570-666-134
申请・询问处：福祉一次性補助金・育児家庭一次性特例補助金支付室 TEL 06-6744-3661 / FAX 06-4309-3820
問合先：臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金問合せセンター、申込・問合先：臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金支給室

为女性的相談

女性のための相談

向【男女共同参画中心(イコーラム)】预约和电话相談遇到周一是节假日时照常工作，翌日的周二为休馆。

【イコーラム】予約と電話相談は月曜日が祝日の場合は実施し、翌火曜日が休館

电话相談 電話相談	周二~周日 10:00~17:00 火~日曜 午前10時~午後5時	TEL:072-960-9206 FAX:072-960-9208
面谈(预约制) 面接相談(予約制)	周二・四・六(除去第五周) 10:00~12:00、13:00~16:00 (第 4 周的周二 18:00~20:00 也可。遇到休馆则改为第 3 周的周二) 火・木・土曜(5週目を除く) 午前10時~12時、午後1時~4時 (第4火曜は午後6時~8時も。休館の場合第3火曜)	TEL:072-960-9205 FAX:072-960-9208
劳动相談(预约制) 労働相談(予約制)	第 2 周的周六 13:30~16:20 第 2 土曜 午後1時30分~4時20分	
法律相談(预约制) 法律相談(予約制)	原则上是第 1 周的周三 13:00~16:00 原則第 1 水曜 午後1時~4時	



※不能使用日语者请在周二～周五的 10:00～17:00 之间与国际情报广场联系。

※日本語ができない方は火～金の午前10時～午後5時に国際情報プラザへご連絡ください。

幼儿园的保育费可得到补助

以市内在住并有孩子在幼儿园的保护者为对象，补助部分保育费等。

【市立幼儿园】

对象・补助额(年额)：领取生活保护的人、市民税为非课税或是市民税收入比率部分为非课税，且抚养小学3年级以下有哥哥・姐姐的第2个孩子以后的幼儿的人=2万日元～7万9000日元

【私立幼儿园】

对象・减免额(年额)：

◇领取生活保护者=30万8000日元

◇市民税为非课税或是市民税收入比率部分为非课税者=19万9200日元～30万8000日元

◇市民税收入比率课税额为7万7100日元以下者(抚养2名未满16岁子女时)=11万5200日元～30万8000日元

◇市民税收入比率课税额为7万7101日元～21万1200日元者(抚养2名未满16岁子女时)=6万2200日元～30万8000日元

◇市民税收入比率课税额为21万1200日元以上，且抚养小学3年级以下有哥哥・姐姐的第2个孩子以后的幼儿者(抚养2名未满16岁子女时)=15万4000日元～30万8000日元

※详细请向各幼儿园或是学事课咨询。

询问处：各幼儿园

学事课

TEL 06-4309-3272 / FAX 06-4309-3838

幼稚園の保育料を補助します

市内に住所があり、子どもを幼稚園に就園させている保護者を対象に保育料などを補助します。

【市立幼稚園】

対象・補助額(年額)

生活保護を受けている方、市民税非課税または市民税所得割非課税の方または市民税所得割非課税の方で小学校3年生以下の兄・姉のいる第2子以降の園児を扶養している方=2万円～7万9,000円

【私立幼稚園】

対象・減免額(年額)

◇生活保護を受けている方=30万8,000円

◇市民税非課税または、市民税所得割非課税の方=19万9,200円～30万8,000円

◇市民税所得割課税額が7万7,100円以下の方(16歳未満の子ども2人を扶養している場合)=11万5,200円～30万8,000円

◇市民税所得割課税額が7万7,101円～21万1,200円の方(16歳未満の子ども2人を扶養している場合)=6万2,200円～30万8,000円

◇市民税所得割課税額が21万1,200円以上の方で小学校3年生以下の兄・姉のいる第2子以降の園児を扶養している方(16歳未満の子ども2人を扶養している場合)=15万4,000円～30万8,000円

※詳しくは各幼稚園または学事課へお問合せください。

問合先：各幼稚園・学事課

2014年度の国民健康保険決定通知书将寄出

2014年度の国民健康保険料決定通知书将在6月16日寄出。缴纳保险费有困难时，请务必与医疗保险室保险料课相谈。

询问处：医疗保险室 保险料课

TEL 06-4309-3168 / FAX 06-4309-3807

平成26年度国民健康保険料決定通知書を送付

平成26年度国民健康保険料決定通知書を6月16日に発送します。保険料を納めることが難しいときは、医療保険室保険料課に必ず相談してください。

問合先：医療保険室保険料課

儿童津贴

6月份(2014年2月～5月)的儿童津贴将在6月13日(周五)汇入银行帐号。

另外，「儿童津贴・特例支付现状调查表」将在6月上旬寄出，请在6月30日(周一)之前寄回或是递交到国民年金课、行政服务中心。没有递交调查表者6月份以后会被停止支付，请务必注意。

询问处：国民年金课

TEL 06-4309-3165 / FAX 06-4309-3805

儿童手当

6月期(平成26年2月～5月分)的儿童手当の振り込み日は6月13日(金)です。

なお、平成26年度儿童手当・特例給付現況届を6月上旬に送付しています。6月30日(月)までに郵送するか、国民年金課または、行政サービスセンターに提出してください。提出されない場合、6月分以降の支給がいったん停止されますのでご注意ください。

問合先：国民年金課

